

審査基準表

評価項目	評価基準	配点
1 業務内容に関する提案		70 /100
7 県合同催事の運営等に関する提案	・ 全体的に、業務の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案で、かつ具体的なものになっているか。	10
	・ 7 県合同観光PRブース、7 県合同食PRブース、7 県合同イベントスペースの運営等について、仕様書に沿った提案となっているか。	15
	・ 各県個別ブースの装飾、デザイン、運営などを個別ブースの事業受託事業者と十分に調整、協議を行い、連携してこれらに対応する提案をしているか。	10
	・ 7 県合同催事開催までの事前準備等、会場設営・撤去業務、管理運営・警備・救護業務等は、仕様書に沿った提案となっているか。	15
	・ 催事の開催効果最大化に向けた提案は十分に行われているか。 (九州及び九州各県の魅力を最大限体験できるような演出・装飾、九州が一体となって魅力発信に取り組んでいることがわかる施策など)	20
2 業務実施主体の適格性		30 /100
・ 実施体制の適格性	・ 業務が遂行可能な人員が確保され、実行委員会との協議に迅速・柔軟に対応できる体制が備わっているか。	10
・ 業務実施の手法、スケジュール	・ 円滑かつ効率的な業務実施が可能な手法及びスケジュールとなっているか。	10
・ 過去の実績、類似する業務の経験	・ 今回の業務実施にあたり、参考となるような過去の実績及び類似する業務の経験があるか。	5
・ 見積りの適正性	・ 業務に必要な事業費が、わかりやすく、詳細なものとなっており、検証可能性をもって記載されているか。	5

・ 企画提案審査の結果、最も高い点数を得た者を委託候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を委託候補者とし、点数、金額ともに同じ場合は、審査委員会が協議のうえ、委託候補者を決定する。

・ 審査の結果、委託候補者の評価点の合計が700点満点中420点未満の場合は採択しない。